

空家にしない 空家を放置しないために

空家は、所有者だけの問題ではなく、近隣住民にも大きな影響を与えます。「そのうちどうにかしよう」と考えて放置していると、家屋の状態がどんどん悪くなっていつてしまします。たとえ今空家を所有していなくても、親族の死亡や施設への入所などで空家の管理者・所有者になるかもしれません。空家問題を知り、早めの対策を心がけましょう。

●空家の発生原因を知る

空家の発生原因の半分以上が相続によるものです。元の所有者の考えや思いが伝わらないまま相続され、空家になった家をどうすればいいか方針が決まらず、遺産分割や相続登記、家財の片付けや遺品の整理などの問題が山積みとなって、「住む」「売る」「貸す」「使う」「解体する」などの選択肢を実行できない事例が多くあります。関係者で事前によく話し合っておくことが大切です。

●空家のデメリットを知る

家屋は、適切な管理がされないと劣化が早く進みます。放置された空家は、外壁材や屋根材の落下、悪臭、草木の繁茂、害獣の出入りや害虫の繁殖、ごみの不法投棄などにより、近隣住民の生活に迷惑をかけてしまいます。

また、外壁材の落下や火災などによって通行人や近隣の家屋に損害を与

えてしまうと、損害賠償責任を問われる可能性があります。

●空家について相談・選択肢を知る

町では、愛知県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会愛知県本部と空家等対策に関する協定を結んでいます。空家を所有しているまたは相続する予定があるが、どうしたらいいのか、どこに相談したらいいのかわからないなどのお悩みがありましたら、まずは専門家や事業者にご相談してみましょう。

▼相談先 空き家総合相談窓口（公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会）
052・522・2567
空き家相談窓口（公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部）
052・243・9339

1年以上使用されていない木造空家を解体する場合は、町の補助金を受けられる場合があります（上限20万円）。申請枠に限りがありますので、早めにご相談ください。

▼問合せ まちづくり推進課まちづくり推進グループ ☎28・0944

屋根工事の点検商法にご注意！

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、屋根工事の点検商法に関する相談が多数寄せられています。

点検商法とは、「近所で行う工事の挨拶に来た」などと言って訪問してきた

業者が屋根の無料点検を申し出て、点検した後に「すぐに修理をしないと大変なことになる」と不安をあおり、高額な工事契約をさせる手口です。

▼事例

・「近所で工事をしている」と言って訪れた業者に、「家の瓦屋根がずれている。無料で点検してあげろ」と言われ見てもらったところ、ずれた瓦屋根の写真を見せられた。「瓦屋根が落ちそうになっている」と不安をあおられたため、本当に必要なのかよくわからなまま、高額な屋根工事の契約をしてしまった。

▼アドバイス

・無料で点検をしてもらうと、心理的に勧誘を断りにくくなります。突然訪問してきた業者には、安易に点検をさせないようにしましょう。

・屋根工事は高額な契約になることが多く、消費者には工事内容がわかりにくいものです。すぐに契約せず、複数社から見積りを取り、自身が納得できる業者と契約しましょう。

・「保険金で自己負担なく工事できる」などと言われても、実際に保険金が支払われるかは分かりません。契約している保険会社または代理店に直接確認しましょう。

・「すぐに修理しないと大変なことになる」と不安をあおる勧誘を受けた場合は、勧誘トークを信じ込まないようご注意ください。中には、業者が

あらかじめ用意した損傷箇所の写真を、さも自宅が損傷しているかのように見せて不安をあおるケースもあるので注意しましょう。

・不安や疑問に思った場合や、トラブルに遭った場合は、すぐに「消費者ホットライン ☎188」に相談してください。

▼問合せ 県消費生活総合センター

☎052・962・0999
消費者ホットライン
☎（局番なし）188

寄附御礼

▼吹奏楽部用ユニフォーム 21着

中学校への寄附
名古屋城北ロータリークラブ様
今年度も、豊山中学校の吹奏楽部用ユニフォームをご寄附いただき、ありがとうございます。ユニフォームにそでを通すことで、部員の団結力が一層高まり、練習に取り組めています。

▼玉ねぎ30kg

寄附者 匿名

毎年、広報とよやまにて「地元の野菜を学校給食へ」と題し、家庭で栽培された野菜の提供を呼び掛けています。今年度2回目となる学校給食への寄附をいただき、ありがとうございます。食材は9月3日（火）の給食（ハヤシライス）でお使いいただきました。